

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十五号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「奈良県収入証紙はり付け用紙」を「奈良県収入証紙貼付け用紙」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 証紙の購入が困難である等の理由により申請書等に納付額に相当する現金（これに代わるべき証券を含む。）を添えて提出があつた場合は、これを受理する機関に証紙の貼付けの委託があつたものとみなす。

別表第一の二の1中「次に掲げるもの」を「高等学校の入学料」に改め、同表の二の1の(一)及び(二)を削り、同表の二中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

第一号様式中「奈良県収入証紙(はり付け用紙)」を「奈良県収入証紙貼付け用紙」に、「はり付け用紙」を「貼付け用紙」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。